

## あきる野市利用者負担額表（3歳未満児）

令和5年10月1日改正

【表1】

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）※	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が非課税の世帯	0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が均等割額のみ課税の世帯	3,900	3,700
第4階層	第1階層及び第3階層を除き、当該年度分の区市町村民税の所得割額が右記の区分に該当する世帯	5,000円未満	4,600
第5階層		5,000円以上24,300円未満	5,200
第6階層		24,300円以上32,600円未満	6,100
第7階層		32,600円以上40,900円未満	7,200
第8階層		40,900円以上48,600円未満	8,200
第9階層		48,600円以上57,200円未満	9,700
第10階層		57,200円以上64,700円未満	11,600
第11階層		64,700円以上71,300円未満	12,600
第12階層		71,300円以上77,800円未満	14,100
第13階層		77,800円以上84,300円未満	16,200
第14階層		84,300円以上91,300円未満	19,700
第15階層		91,300円以上103,000円未満	22,800
第16階層		103,000円以上115,700円未満	25,900
第17階層		115,700円以上134,300円未満	27,900
第18階層		134,300円以上153,300円未満	29,600
第19階層		153,300円以上173,300円未満	31,400
第20階層		173,300円以上213,600円未満	34,200
第21階層		213,600円以上253,900円未満	35,900
第22階層		253,900円以上314,800円未満	37,400
第23階層		314,800円以上385,600円未満	40,300
第24階層	385,600円以上	43,300	

※利用者負担額は、4月1日時点のお子様の年齢（クラス年齢）により決定します。

※第2子以降は、保育料が無償になります。

## あきる野市利用者負担額表（3歳未満児）

### 【備考】

表1のうち、第3階層から第11階層までの階層又は第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合における、利用者負担額は、表2のとおりとする。この場合において、同一生計者のうち第2子以降の利用者負担額は0円とする。

- (1) 「母子家庭等の世帯」・・・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号)の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法の規定に基づく要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

【表2】

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）※	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	1,800	1,710
第4階層	2,120	2,010
第5階層	2,400	2,280
第6階層	2,820	2,680
第7階層	3,320	3,150
第8階層	3,780	3,590
第9階層	3,780	3,590
第10階層	3,780	3,590
第11階層	3,780	3,590
第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の 所得割額が77,101円未満の世帯	3,780	3,590

※利用者負担額は、4月1日時点のお子様の年齢(クラス年齢)により決定します。

※第2子以降は、保育料が無償になります。